



No.631
3 分間
税ミナール
令和7年2月12日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平
〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

定額減税を踏まえた確定申告の手続き判定フローチャートを公開 国税庁

国税庁では、ホームページの「定額減税と確定申告」のページにおいて、定額減税の実施を踏まえた、令和6年分所得税の確定申告に関する情報を掲載していますが、このほど、定額減税の実施により、令和6年分確定申告において所得税額の精算を行う方・行うことができる方を判定できる「令和6年分所得税の定額減税～確定申告の手続き判定フローチャート～」を公表しました。

このフローチャートでは、最初の質問として「医療費控除や住宅ローン控除を適用し、還付を受けるための確定申告(還付申告)や純損失・雑損失などの損失申告を行う」に関する「はい」と「いいえ」から始まります。

「はい」を選択した人は、「確定申告の際に定額減税額を計算し、納付すべき又は還付される所得税の額を精算します」となります。

「いいえ」を選ぶと、そこから、「①給与収入のみの方」、「②年金収入がある方」、また、給与と他の所得(年金収入を除く)がある方と、給与と年金のどちらもなく、給与と年金以外の所得がある方は、「③その他の方」に移動し、そこからそれぞれ確定申告が必要か否かを判定する仕組みになっています。

なお、同フローチャートは、一般的な例を基に作例されているため、個別の事情によっては結果が異なる場合もありますとされています。

また、国税庁の「定額減税と確定申告」のページでは、給与所得者の方、公的年金所得者の方、給与と公的年金の両方で定額減税を受けている方、事業所得者の方等、所得別に詳細説明も記載されています。

「令和6年分所得税の定額減税～確定申告の手続き判定フローチャート～(国税庁)」(令和7年1月)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/pdf/0024012-094.pdf>

「定額減税と確定申告(国税庁)」の頁はこちらからご覧いただけます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/kakutei.htm>

